

発信者情報開示の在り方に関する研究会（第11回）

1 日時 令和2年12月21日（月）11時00分～12時00分

2 開催形式 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
栗田構成員、清水構成員、北條構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）オブザーバ

法務省民事局 福田参事官

文化庁 高藤著作権調査官

最高裁判所事務総局民事局 渡邊第二課長

（3）総務省

武田総務大臣、谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、
小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、中川課長補佐

4 議事

（1）意見募集の結果等

（2）最終とりまとめ（案）について

（3）意見交換

【曾我部座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会第11回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

なお、本日は、会議の終了前に武田総務大臣から御挨拶をいただく予定となっております。

では、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございますので、よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 事務局を務めます総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の中川でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たっては、お名前を冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、座長以外は映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄にて発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただきます。発言いただく際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言をお願いいたします。発言が終わりましたらいずれもオフに戻していただきますよう、お願いいたします。

なお、会議終了直前に武田総務大臣から御挨拶させていただきますが、そのタイミングはこちらから御案内いたしますので、お手数ですが、ウェブ参加の構成員の方々におかれましては映像をオンにさせていただきますようお願いいたします。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、よろしく申し上げます。

【曾我部座長】 それでは、議事に入りたいと思います。

前回会合で議論されました最終とりまとめの案につきましては、構成員の皆様方からの議論を踏まえ、意見募集を行うこととしたところです。11月14日から12月4日までの間、意見募集を実施しまして、事務局において、提出された意見に対する本研究会の考え方の案を作成いただきましたので、意見募集の結果等と併せて御説明いただきたいと思っております。また、いただいた御意見については、次の議題で御説明する最終とりまとめ案に反映しております。

それでは、事務局より御説明をお願いします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。それでは、資料11-1を御覧ください。こちら、最終とりまとめ（案）に対する意見募集結果をまとめてございます。

まず、3ページ目をお願いいたします。こちらが意見募集で寄せられた意見の全体像となっております。意見提出数は39件、団体からのほか、弁護士の方から3件、個人の方から20件の御意見をいただきました。

それでは、4ページ目以降をお願いいたします。ここからは、寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しております。非常に大部の資料ですので、要約のみ簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

それでは、4ページ目です。第1章、発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について、1、検討の背景等についての御意見でございます。意見1-1として、研究会における議論全体への賛同の御意見をいただきました。

5ページ目でございます。発信者情報開示の概要についての御意見でございます。意見2-1として、現行制度における課題に関する賛同や、意見2-2として、その他の課題に関する御意見をいただいております。

6ページ目を御覧ください。3の検討に当たっての基本的な考え方についての御意見でございます。意見3-1として、まずは制度の濫用防止や表現の自由の尊重の観点について十分考慮すべきという御意見、また意見3-2として、他方で被害者救済の観点が重要であるという御意見。さらに、意見3-3として、プロバイダの負担という観点にも留意が必要であるという御意見をいただきました。この意見3-3を踏まえまして、右側ですが、考え方として「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」という旨をとりまとめ本文のほうに追記させていただきました。

9ページ目を御覧ください。第2章、発信者情報の開示対象の拡大、4、ログイン時情

報に係る御意見について御紹介させていただきます。まず意見4-1、ログイン時情報を開示対象とすることに賛成、他方で4-2、ログイン時情報を開示対象とすることについて反対、ともに御意見をいただきました。なお、この後、各論について様々な御意見をいただきましたが、総じて、合計すると、研究会の最終とりまとめ案に賛同の意見というものを多くいただきましたことを補足させていただきます。

それでは、各論についても簡単に御説明させていただきます。

4の(1)発信者の同一性についてでございます。意見4-3として、発信者の同一性要件を求めることについて賛成、他方で、10ページ目の意見4-5ですが、発信者の同一性要件を求めることについて反対という御意見もいただいております。

4の(2)開示の対象とすべきログイン時情報の範囲でございます。意見4-6として、補充性要件を求めることに賛成、他方で、意見4-7で、補充性要件を求めることについて反対という御意見をいただいております。

12ページ目でございます。意見4-9として、開示対象を発信者の特定に必要最小限度のものに限定することについて賛成という御意見をいただきました。補足しますと、この意見、非常に多くの御意見をいただいたことを補足させていただきます。他方で、意見4-10として、開示対象を発信者の特定に必要最小限度のものに限定することについて反対という御意見もいただきました。

13ページ目、4の(3)開示請求を受けるプロバイダの範囲についてでございます。意見4-11として、ログイン時情報以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報をたどって発信者を特定することが可能な情報を開示対象とすることについて賛成という御意見をいただいております。次のページで、他方で、この論点について反対という御意見もいただいております。

意見4-13として、法改正により、現行法における特定電気通信や開示関係役務提供者の要件や範囲の見直しを行うことについて賛成という御意見をいただいております。4-14として、この論点について、他方で反対という御意見もいただいております。

また、16ページ目でございますが、意見4-15として、このログイン時情報の議論に当たっても、やはりプロバイダの負担という観点にも留意が必要という御意見もいただきました。この点については、右側の考え方に記載しているとおり、具体的な制度設計に当たっては、最終とりまとめ案の脚注9に記載したとおり、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要」という旨を追記させていただきました。

意見4-16として、省令に定める開示対象を限定列举ではなく例示列举とすべきという御意見もいただきました。この点につきましては、右側の考え方下のほうでございますが、「サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適当」と考えてございます。

18ページ目、意見4-18でございます。省令改正の適用時期について御意見をいただきました。この点の考え方として、右側でございますが、発信者情報開示請求が行われた時点で具体的な開示義務がプロバイダに生じると考えられるものであることから、権利侵害投稿が行われた時期に関わらず、省令改正後は、改正後の省令が適用されると考えられると記載してございます。こちらは、この論点についての考え方でございます。

ここまでログイン時情報の御意見でございます。

続きまして19ページ目以降、第3章、新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に関する御意見について、御紹介をさせていただきます。

まず、意見5-1として、新たな裁判手続の創設に賛成、他方で、意見5-2として、新たな裁判手続の創設について反対という御意見もいただいております。この点も、以下各論について御説明いたしますが、この新たな裁判手続につきましても多様な論点について御意見をいただきました。しかしながら、総じて研究会の最終とりまとめ案に賛成という御意見のほうを数としては多くいただいたことを補足させていただきます。

それでは、20ページ目から各論に入っていきたいと思っております。

まず意見5-3、新たな裁判手続の制度の具体化に関する意見として3つほどいただきましたので、御紹介いたします。1つ目として、今後の制度設計や運用フローの構築等の検討に当たっては、関係当事者も含めた慎重な議論が行われるよう要望するという御意見。続きまして、発信者の権利利益を確保するための方策を踏まえて制度の詳細を検討すべきである。また3点目として、裁判所は事件数と事件内容に関する調査を実施して、その傾向を分析し、スラップに濫用されていないことを確認すべき、総務省も新法の効果計測を実施すべき、立法は裁判所と総務省による上記の調査結果を受けて、新法の定期的な見直しを行うべきという具体的な御意見をいただきました。

続きまして22ページ目以降、各論点について御説明させていただきます。意見番号がちょっと長いものですから、枝番のみで申し上げます。意見5の(1)-1でしたら、意見1と私は発言させていただきます。

まず5の(1)実体法上の開示請求権と非訟手続の関係についてでございます。

意見の1つ目として、現行法上の開示請求権を存置して、これに加えて非訟手続を新たに設けることに賛成という御意見をいただきました。2つ目の意見として、他方で、この「加えて」非訟手続を設ける際の留意点に関する意見についても幾つかいただいております。具体的には、1つ目の意見として、開示請求訴訟を提起しながら他方で非訟手続を続けるということは二重起訴になる可能性があるので、できないと解すべきかというような御意見をいただいております。2つ目の御意見として、非訟前置ではなく、非訟と訴訟双方の手続を発信者情報開示請求者が自由に選択できるべきであるという御意見をいただいております。この2つの御意見につきましては、右側の考え方を御参照いただければと思いますが、「民事訴訟法第142条(重複する訴えの提起の禁止)の趣旨は、新たな裁判手続にも妥当するものと考えます。また、新たに導入される非訟手続と訴訟手続については、開示請求者が選択することが可能と考えております。」という考え方を記載させていただきました。

続きまして、25ページ目を御覧いただければと思います。5の(2)裁判所による命令の創設(ログの保存に関する取扱いを含む。)について御説明させていただきます。1つ目の意見として、アクセスプロバイダの特定作業をコンテンツプロバイダが行うことに賛成。他方で、意見の2つ目として、アクセスプロバイダの特定作業は裁判所や別の組織が行うべきという御意見をいただきました。この点につきましては、右側の考え方にありますように、裁判所が特定命令を行うことにつきましては幾つかの課題が多いと考えられることから、アクセスプロバイダの特定作業はコンテンツプロバイダが行うとすることが適当であると考えてございます。

続きまして26ページ目、御覧いただけますでしょうか。意見の3番目でございますが、アクセスプロバイダや発信者の特定を行う際の課題に関する御意見もいただきました。この点については比較的多くの御意見をいただいたことを補足させていただきます。

続きまして、27ページ目の下のほうです。4番目の意見として、アクセスプロバイダや発信者の特定に関するノウハウ共有の場の設立に賛成という御意見をいただいております。また、次のページですが、意見の5番目として、提供命令及び消去禁止命令における第三者の関与の必要性についての御意見もいただきました。

続きまして6番目ですが、提供命令及び消去禁止命令の発令要件を一定程度緩やかな基準とすることについて賛成という御意見、また7番目の意見として、提供命令及び消去禁

止命令の発令要件に関する御意見を2つほどいただいております。また、8番目の意見として、提供命令及び消去禁止命令に関して不服申立てや意見聴取の機会が必要であるという御意見もいただいております。

30ページ目ですが、9番目の意見として、アクセスプロバイダや発信者の特定について、コンテンツプロバイダ側に何かしら強制力を確保する制度的担保が必要という御意見をいただいております。

少し飛びまして、32ページ目の下のほうでございますが、意見の12番目として、海外事業者における提供命令の履行に関して、当該国の法令の制約に留意が必要という御意見もいただきました。また、13番目の意見として、こちらも繰り返しになりますが、提供命令等の創設につきましても、プロバイダの負担という観点にも留意が必要という御意見を再びいただいております。こちらについては右側のほう、繰り返しになりますが、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である」という旨をとりまとめ案のほうに追記させていただいているところでございます。

続きまして、35ページ目の下のほうでございますが、15番目の意見として、ログ保存を義務づけるべきという御意見もいただいております。この点につきましては、36ページ目の右側の考え方のところでございますが、「一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」と中間とりまとめに記載しておりまして、最終とりまとめでもこの点については同様であると考えてございます。

続きまして、16番目の意見として、命令の管轄規定についての御意見をいただきました。具体的には、真ん中のほうでございますが、裁判管轄として、被害者の所在地を定めるべきであるという御意見でございます。この点については検討の参考とさせていただきます。

続きまして39ページ目、お願いいたします。ここからは5の(3)新たな手続における当事者構造についての御意見でございます。1つ目の意見として、当事者となるプロバイダに発信者の利益を守る役割を担うことが期待されるという御意見、2つ目の御意見として、コンテンツプロバイダが主体的に問題解決に取り組むべきであるという御意見。次の40ページ目でございますが、3番目の意見として、直接の当事者となるのはプロバイダであるが、発信者の権利保障を行う抽象的・一般的な義務を負うものではないという御意見をいただいております。

41 ページ目をお願いいたします。5 の（4）として、発信者の権利利益の保護についての御意見でございます。1 つ目の意見、原則としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当である、2 つ目として、意見照会や異議申立てに関する判断基準等を明らかにすべきであるという御意見。また、3 つ目でございますが、異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが最終的に決定すべきであるという御意見をいただいております。42 ページ目になりますが、4 つ目の意見として、発信者への意見照会に関して裁判所の関与や指揮が必要であるという御意見もいただいております。

続きまして、5 番目の意見として、43 ページ目の一番上でございますが、発信者への意見照会に関するアクセスプロバイダとコンテンツプロバイダの関係についての御意見をいただきました。その中の1 つ目の御意見は、コンテンツプロバイダに対する開示命令や提供命令は意見照会を必要とせずに出されることを明示すべき。その下でございますが、両プロバイダの主張立証が重複して無駄が生じることのないようなルールづくりや運用を行うべきであるというような御意見を具体的にいただいております。この点につきましては、右側の考え方でございますが、アクセスプロバイダ及びコンテンツプロバイダには現行法と同様に意見照会義務が課せられることを前提に、新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが連携して、より確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能ではないかという指摘があったことに留意し、制度の具体化について検討を行うことが望ましいと考えてございます。

続きまして、43 ページ目の下でございますが、意見6 でございます。意見照会が不要な事例についての御意見もいただいております。

続きまして45 ページ目、5 の（5）開示要件でございます。1 番目の意見は、非訟手続による開示要件について、現行法と同様の要件を維持することについて賛成の御意見、続きまして意見2 として、この開示要件について現行法と同様の要件を維持することについて反対という御意見もいただいております。この点につきましては、右側の考え方を御紹介させていただきますが、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くのご構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要があるとされたところである。したがって、中間とりまとめの記載のとおり、非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当であると考えております。

46 ページ目の意見の3でございます。非訟手続の決定に際して、決定の理由が記載されるべきであるという御意見をいただきました。続きまして、47 ページ目の意見4では、開示可否に関する事例の蓄積に関する意見もいただいております。

それでは、次の論点でございます。48 ページ目を御覧いただけますでしょうか。5の(6)手続の濫用の防止でございます。まず意見1として、手続の悪用・濫用防止が必要であるという御意見をいただきました。この論点についても多くの御意見をいただいたことを補足させていただきます。

続きまして、意見2として、手続の悪用や濫用の具体的状況を把握すべきという御意見、意見3として、手続の悪用や濫用は発信者情報開示に限らない問題であるという御意見についてもいただいております。

それでは、50 ページ目を御覧ください。5の(7)海外事業者への対応でございます。意見1として、海外事業者に対する実効性確保が必要であるという御意見をいただいております。2つ目の意見として、海外コンテンツプロバイダも参加する形でノウハウ共有を行う場を形成することが必要であるという御意見、また意見3として、海外事業者に対する実効性確保に当たっての課題に関する意見というものもいただいております。

続きまして、52 ページ目を御覧ください。意見の4つ目として、海外事業者の会社法における登記や日本国内の拠点等への送達に関する御意見を複数いただいております。この点につきましては、これらの御指摘を踏まえまして、右側の考え方を御紹介させていただきます。「その他、会社法上の外国会社に対する規律と送達との関係等や、電気通信事業法上の登録・届出の際に指定する国内代表者等への送達が可能かという点についても引き続き検討が必要であるという指摘があった。」という旨をとりまとめ案に記載させていただきました。

それでは、54 ページ目、お願いいたします。第4章、裁判外(任意)開示の促進でございます。

意見6-1として、裁判外開示の促進に賛成という御意見をいただいております。また意見6-2では、それに対して反対という御意見もいただいております。この点につきましては、右側の考え方6-2でございますが、裁判外での開示が円滑になされるために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当であると考えてございます。

次の55ページですが、意見6-3として、専門的な第三者機関の創設が必要であるという御意見もいただいております。この点につきましても、考え方6-3のとおり、民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当であると考えております。また、民間の取組としては、例えば、事業者団体や権利者団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が、以前よりプロバイダ責任制限法に関する各種ガイドラインの策定、運用を行ってございまして、また一般社団法人セーフティーインターネット協会において、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、専門家で構成される権利侵害投稿等の対応に関する検討会というものが設置されまして、民間における相談機関の充実に向けた取組の検討や、誹謗中傷に関する発信者情報開示の要件該当性の判断に資する裁判例をガイドラインに集積していく取組の検討が進められていると承知してございます。

意見6-4は、その他の意見を幾つか記載させていただきました。

最後に58ページ目、7、その他に関してでございます。ここについても御紹介させていただきます。

意見7-1として、ヘイトスピーチへの対応に関する御意見ですとか、意見7-2として、発信者情報開示以外の対応の必要性に関する御意見、また意見7-3として、裁判手続等のIT化に関する御意見、そして最後に意見7-4で、文言修正の具体的な御指摘をいただきました。最後の意見7-4の具体的な文言修正につきましては、形式的な御指摘賜りましたので、適宜本文を修正させていただきます。

資料11-1についての説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、意見募集を踏まえた最終とりまとめ案につきまして、事務局より御説明をお願いします。

【中川課長補佐】 同じく事務局の中川でございます。それでは、先ほど説明しました資料11-1を踏まえまして、資料11-2にございます最終とりまとめ（案）について、簡単に御紹介をさせていただきます。前回、詳細については御説明させていただきましたので、ポイントと今回の修正点に限って御説明をさせていただきます。

まず、第1章の背景及び基本的な考え方については、割愛をさせていただきます。適宜形式的な修正を行ってございます。

失礼いたしました。5ページ目の最後の点に修正がございまして、検討に当たっての基

本的な考え方の一環最後です。5 ページ目の脚注 9 を御覧いただけますでしょうか。これも先ほど御説明したとおりでございますが、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」という、この脚注 9 を新たに追加的に記載をさせていただきました。ここが第 1 章の修正点でございます。

続きまして第 2 章、発信者情報の開示対象の拡大、いわゆるログイン時情報についての記載でございます。この点については特段の修正点はございませんが、ポイントといたしましては、11 ページ目の 3 ポツ、まとめというところを御覧いただけますでしょうか。おさらいになりますが、ログイン時情報の扱いにつきましては、発信者情報の開示対象としてのログイン時情報については、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報の範囲や、請求の相手方となる開示関係役務提供者の範囲について見直しを行う観点から、法改正及び省令改正を行うことが適当であると結論づけております。

続きまして第 3 章、新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全についてでございます。

大分ページ数が飛びますが、32 ページ目を御参照いただけますでしょうか。4 の、これもまとめと書いてございますが、「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利侵害に関係する特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について 1 つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当である。」と結論づけております。

また、この点、本文の修正点が 1 点ございますので、御説明をいたします。同じページの脚注 38 でございます。海外事業者への対応の最後の点でございますが、これも先ほど私から説明したとおりでございますが、「その他、会社法上の外国会社に対する規律と送達の関係等や、電気通信事業法上の登録・届出の際に指定する国内代表者等への送達が可能かという点についても引き続き検討が必要であるという指摘があった。」という脚注 38 を新たに追加させていただきました。

それでは続きまして、第 4 章、裁判外（任意）開示の促進でございます。この点については、パブリックコメントを踏まえた修正はございません。結論部分を確認させていただきますが、33 ページを読み上げさせていただきます。「裁判外での開示が円滑になされ

るために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当である。」とまとめてございます。

資料11-2の説明及びパブリックコメントを踏まえた修正点の御説明は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それでは、最終とりまとめの案につきまして、意見募集を踏まえて、ただいま事務局から御説明いただいたとおりに修正をしたいと思います。いかがでしょうか。特段の御意見があればお願いいたします。

なお、最終とりまとめ案全体に関する感想や、今後の具体的な制度設計や、その後の実運用に向けた期待等も含めた御意見につきましては、後ほど別途お時間を用意したいと思っておりますので、この場では修正について特段の御意見があれば承りたいと思いますが、構成員の皆様、いかがでしょうか。

丸橋先生、お願いします。

【丸橋構成員】 5ページで追加していただいた注9「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」というところですが、これはパブコメでの意見、私自身の意見でもあるのですが、プロバイダの負担についての留意というのは、脚注ではなくて本文のほうに入れたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今1点御意見をいただきましたけれども、その修正については、また私のほうで検討させていただきますので、御一任をいただければと思いますが、よろしいですか。

【丸橋構成員】 負担の内容というのもいろいろな種類があって、あちこちに分散されているというのが多分事実だと思うので、ここの本文に入れにくいのは確かだとは思いますが、お任せいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。オンラインの先生方もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【曾我部座長】 そうしましたら御一任いただいたということで、この場ではそうさせていただきますので、ありがとうございます。

それでは、本日は最終回でございますので、構成員の方々から、恐縮ですが、1人1分以内で、最終とりまとめ全体に関する感想や今後の具体的な制度設計、その後の実

運用に向けた期待等も含めた御意見について、簡潔に御発言を頂戴できればと思います。時間の関係がございまして短時間なんですけれども、11時45分までに全員からコメントをいただきたいと思いますので、時間厳守でお願いをいたします。1分過ぎましたら事務局から合図があるということですので、よろしくお願いします。

これもまた恐縮ですけど、今、丸橋先生には御発言いただいたので、すみません、丸橋先生は最後をお願いするというので、本当に申し訳ありません。

ということで、まず上沼先生からお願いします。

【上沼構成員】 五十音順ではないかなと思っていました。最終とりまとめ、本当にお疲れさまでした。新しい制度をつくるのは本当に大変だと思うのですが、プロバイダ責任制限法ができてからは結構な年月がたっておりますので、この段階で新しい制度に踏み込まれることは非常に意義のあることだなと思っております。ただ、パブコメにもありましたとおり、具体的なつくり込みのところが非常に大変かというふうには予想される場所ですので、その具体的なつくり込みのところで利害関係者の御意見を聞いていただいて、つくっていただければなというふうに思います。

あと最後に、今回、権利侵害の明白性については維持になっていて、それは表現の自由との関係で非常に重要だというふうには思っております。ただ、この権利侵害の明白性について、これが被害者の権利回復について大変だという話もあるので、その点も今後検討いただければなと思います。

【曾我部座長】 続きまして、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。事務局には大変御苦勞いただいたことと思います。たくさん意見が寄せられたことから、やはり関心の高さというののがうかがえるかと思えます。寄せられた意見の中には、やはり制度の濫用を懸念する声が多かったと思います。濫用の実態というのが、そもそも把握が難しいと思えますので、それを捉えるための指標などを確認しながら、統計的な処理をするということについてもぜひ、これは意見があったところですが、よろしくお願いしますと思います。

あわせて55ページのところに、これは寄せられた意見の中で専門的な第三者機関についての御意見があったのですが、それにちょっと近いものとして法務省の人権擁護機関というものの位置づけがあります。こちら個別事案は伏せた上で、典型的な対応の状況などについて意見交換を民間機関ともする機会をいただいているところですので、それに似たような形で裁判実務の動向というのも見守っていく必要があるかと思っております。今後

とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、垣内構成員、お願ひします。

【垣内構成員】 垣内でございます。申し上げるべきことはこれまでの検討会でおおむね申し上げたつもりですけれども、今回の新たな手続が被害者救済にとっての迅速な、かつ円滑な救済にとって重要な一歩になるということを期待しております。ただ、発信者の権利利益の保護という点については、いろいろとなお検討すべき課題も将来に残されているところがあるかなと考えておりますので、その辺りについては私自身も引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、前回も申しましたけれども、制度ができた暁には、その運用の在り方というのが非常に重要な問題となるかと思ひます。この点について、可能な限り定期的に検証を行った上で、必要があればまた再度見直しを図るといったこともぜひ前向きに取り組んでいただければと考えております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北澤構成員、お願ひします。

【北澤構成員】 北澤です。今後の制度設計に当たって、お願ひを含む意見を申し上げたいと思ひます。本研究会では、濫用事例について多くの議論がされ、パブコメでも多くの御意見をいただいております。その点に関し、今後制度化するに当たって、訴えの取下げのルールとして、本案訴訟と同様に、相手方の同意を要件とすることをお願ひしたいと考えております。現在の仮処分では、常に相手方である債務者の同意なく申立てを取り下げることが可能です。そのため、仮処分の段階で濫用事例であることが発覚した場合、そういった事例が裁判例となることはまずありません。私の経験上も、濫用事例の大半は仮処分が発覚して、取下げで終わっています。

今回パブコメで、濫用事例はほとんど存在しないとか、濫用の具体的状況が見えないといった御意見をいただいたのは、こういった濫用事例というのが裁判例とならずに、当事者以外の第三者に知られることなく手続が終了しているケースが多いことに大きな要因があると思ひます。誹謗中傷対策としては、国民への啓発が重要な要素の一つとなっております。その啓発に当たっては、こういった判断構造が分かる形での事例の蓄積が重要とな

ります。当然その濫用事例の蓄積も重要なものとなってくるはずですので、こういった多くの事例を蓄積することで、新制度が適切に機能しているか検証をしていただきたいと思います。と考えております。

あと最後に、すみません。仮に申立ての取下げに当たって同意が要求されても、特段被害者救済の障害となるようなことはないというのが私の認識なのですが、その認識にずれがないか、恐らくこの後、清水先生お話しすると思うので、もしずれがあるようでしたら御意見いただければと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

次に、栗田構成員、お願いいたします。

【栗田構成員】 栗田です。事務局をはじめ関係の皆様の御尽力と、本研究会に御関心を持っていただいた全ての方々に感謝申し上げます。最終とりまとめ案ももちろんですが、様々な立場と角度から真剣な議論が交わされたこと自体がこの研究会の大きな成果だと考えております。提案されている制度が適正に運用されるかどうかは、行政や司法だけではなく、プロバイダ等の理解関係者、ひいては我々個人の行動にもかかっておりますので、制度趣旨が正しく伝わり、表現の自由に萎縮をもたらすことなく、円滑かつ迅速な被害救済が実現することを期待しております。また、既に御指摘ありましたけれども、悪用濫用の防止、発信者の利益保護については、引き続き議論と検証とが続くことを希望いたします。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、清水構成員、お願いいたします。

【清水構成員】 清水です。まず、先ほどの北澤先生の取下げに同意が必要という指摘についてですが、特に意見にずれはないと考えております。弁護士が相談を受けた時点で適切な判断をすることが第一義的に必要なのだらうと思っておりますので、取下げについて同意を要するという点に関して特段不利益はないのかなと思っております。

ログイン関係のことについて、私、結構ずっと言っていたわけですがけれども、5年余り交渉して制度改正に至ったということで、感慨深いなと思っております。ただ、ログインについて認めるということになると、特定電気通信役務提供者という、これまでのプロ責法の根幹とも言える部分が少々変わってくるというところになってきますので、どうい

ところまで認めるべきかは問題になります。私としては広めに認めていただきたいというところもあるわけなのですが、そういう点についても引き続き検討をぜひお願いしたいと思えますし、可能であれば私も意見を言わせていただく機会をいただければと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北條構成員、お願いいたします。

【北條構成員】 北條です。ありがとうございます。今回もいろんな議論がありまして、事務局をはじめ、もし傍聴されている方が何回も来られていたら、本当に感謝申し上げたいと思えます。いろんな御意見がある中で、いろんなまとめをしないといけないということは非常に大変な作業だったと思えます。

権利侵害された被害者の方が泣き寝入りしないような制度というのは非常に難しい。難しいけれども、それをやらないといけないということが非常に、今回の研究会でもいろいろ議論されたところがございます。制度濫用に関しましてもいろいろな懸念があると思えますけれども、そこも非常に重要なところがございます。ここも今後も検証、議論していくべきだと思います。

また、今回いろいろな問題が発覚した、あるいは発生したというのは、やはり技術的な発展があったからだと思えますので、その技術的な発展によってまた新たな問題が出てくると思えますので、そういう問題が出てきたら同じように研究会を立ち上げ、あるいは研究会を継続しつつ議論していくべきだというふうにも考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

続きまして、前田構成員、お願いいたします。

【前田構成員】 前田です。今回とりまとめに関して大変御尽力された関係各位に感謝したいと思います。かなり多様な観点を取り込むことができたのではないかとこのように思っております。新しい裁判手続が創設されて、被害者の救済がこれから進んでいくことに期待したいと思いますし、その中で発信者の権利利益というものに対しても一定程度配慮が図られたので、今後の運用を注視したいと思います。

この制度がうまくいくかどうかというのは、今後のつくり込みであるとか、運営にかかっている部分が多いと思うのですが、それをぜひ今後検証していく姿勢というのは必要かと思

います。既に御指摘あったところですが、政策目的が達成できたのかどうかということについて実証的に評価しつつ、今後も定期的に見直していく場というのを設けることが必要ではないかというふうに思っております。

私からは以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、もう最後のほうなので、順番どおり丸橋先生、お願いします。

【丸橋構成員】 丸橋です。パブコメの30ページ、31ページの意見5の2のところなのですが、コンテンツプロバイダに提供命令を発令してアクセスプロバイダの特定作業を行わせるときに、発信者情報の定義を広く取ると、バスケット条項というような提案をずっと申し上げてきたのですが、この右側のパブコメ返しの上の3行、全体として最終的に省令で限定列挙というのが適当というのはいいと思うのですが、そのコンテンツプロバイダレベルのところを広げようという提案が左側なので、この3行を消すということではいかがでしょうかという意見です。全体として、プロバイダの特定作業についてすごい悲鳴が聞こえておりますので、その一環として、ここの限定列挙のところをコンテンツプロバイダレベルで緩めるという方向にかじを切っていただきたいと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、若江構成員、お願いいたします。

【若江構成員】 ありがとうございました。被害者、発信者双方の権利に配慮して、市民としての不安や意見にも十分耳を傾けていただきまして、いい取りまとめをしていただいたと感謝しております。ありがとうございました。

今後のこととしてお願いしたいのが、パブコメの意見にも随分ありましたけれども、1つは、この法改正がインターネットの利用や言論に与える影響についても継続的に調査して、必要があれば見直して行ってほしいという点。もう一つは、裁判所自身にも今後、新制度での運用状況について調査し、結果を公表していただきたいということです。今回は、現在この発信者情報開示請求訴訟が一体何件起こされて、そのうちどの程度が認容されているのかとかという、制度がどのように使われていたという実態がよく分からないまま議論が行われた気もしております、エビデンスに基づく立案というか、EBPMの観点からは、今後裁判所による調査や総務省による調査に期待して、そして立法事実に基づく定期的な制度の見直しが必要だと思っておりますので、検討していただければ幸いです。よ

ろしくお願いします。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

最後に、鎮目座長代理からもコメントいただければと思います。よろしくお願いします。

【鎮目座長代理】 鎮目でございます。

時間が限られている中、発言の機会を与えていただき誠にありがとうございます。前回のとりまとめ案公表の際にも申し上げましたが、今回の最終とりまとめによる提案は、権利侵害情報の被害者救済を実効あるものとするを目標とするものですが、同時に、通信の秘密や表現の自由とのバランスに対する慎重な配慮がなされたものになっております。構成員の皆様の御尽力により、恐らく現時点で考え得るベストな提案となったものと思われれます。本日拝見した意見募集結果においても、総じて研究会が示した方向性に賛同する御意見が多かったと伺いました。他方で、意見募集結果の中でも指摘されたように、具体的な制度設計においては、プロバイダに生ずる負担に配慮すべきこと、あるいは開示請求の濫用によって発信者に対する萎縮効果が生ずる可能性があることから、これをできる限り防止するための方策を考えていくことなど、課題も残っています。この辺りの課題については、なかなか大変だとは思いますが、今後関係当事者を含めた慎重な議論により、よりよい制度が構築されることを期待しております。

最後に、今回の研究会では座長代理という、座長の曾我部先生に差し支えなどがあった際のバックアップの役割を仰せつかりました。結局曾我部座長が皆勤されまして、幸いにも私が拙い進行を披露する機会は回避されましたが、その間、事務局の皆様には大変御丁寧な御対応をいただきました。これだけの意見の取りまとめは大変難しいことであったと存じますが、御尽力に心よりお礼申し上げます。

以上です。本当にありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

私からも最後に一言、御挨拶をさせていただきます。まずは、本当に真摯にこの議論に参加していただきました構成員の皆様方、それから事務局の皆様方、それから今回パブリックコメントいただいた方々、それから傍聴の方々、メディアの方々、全ての方々に感謝を申し上げたいと思います。

若干話が変わるといえるのか、それなのですが、既に今年も早くも年の瀬でございますが、今年はインターネット、とりわけSNSでの表現の在り方について、ポジティブな面、ネ

ガティブな面、双方が目立ったように思います。ポジティブな面としましては、政治参加、あるいはより広く社会課題の解決のために積極的に声を上げることにSNSなどが活用されたという事象が幾つもあったかなと思います。ネガティブな面としましては、もちろん本研究会が扱いました誹謗中傷の問題のほか、つい先日にはSNSを利用したおぞましい犯罪に対して判決が出たりしているということがありました。

私たちはSNSのポジティブな面を促進しつつ、ネガティブな面を抑制していくことを考えなければならないと思います。本研究会での議論というのはそのための取組の1つだったわけですが、最終とりまとめという成果を出せたことと並びまして、この場で構成員の先生方がかんかんがくがくのやり取りがなされたこと自体が、社会での問題関心とか議論を喚起したと、そういう側面もあるかなと思っておりまして、そういった意味でも、この研究会、本当に意義深いものだったと思っております。

最後に、これは前回の繰り返しですが、今回の最終とりまとめは、あくまでも新たな制度のスケッチを描いたにすぎないわけですし、これから法文として具体化し、さらに裁判所における運用として定着させる過程が残されております。今後、制度化及び運用に携わることになる実務家の方々、それから事業者の方々等々に関しましては、最終とりまとめの趣旨を最大限酌んでいただき、また今回も、具体的な点も含めていろいろ御意見、御要望、構成員の方々からありましたので、そういったところを酌んでいただいて、よりよい制度にさせていただくことをお願いして、私のコメントとさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、武田総務大臣がお見えになりますので、しばらくこのままお待ちくださればと思います。よろしく申し上げます。

(武田総務大臣入室)

【曾我部座長】 本日、武田総務大臣から御挨拶をいただけるということですので、武田大臣、よろしくお願いいたします。

【武田総務大臣】 武田でございます。曾我部座長をはじめとする構成員の先生方、またオブザーバの皆様方におかれましては、本日も、御多用の中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げたいと存じます。

これまでこの研究会におきましては、インターネット上の誹謗中傷や海賊版などの権利侵害によって被害を受けられた方をどのように救うことができるかという視点から、発信者情報開示の在り方をめぐって様々な論点について検討いただき、本日、最終とりまとめ

をまとめていただきました。本研究会の構成員の皆様方には、大変お忙しい中、これまで計11回にもわたる会合において、毎回精力的に御議論をいただき、その結果を取りまとめて今後の制度整備の方向性をお示しいただいたことに、心から感謝を申し上げたいと存じます。総務省としては、最終とりまとめの内容を踏まえ、次期通常国会への法案提出に向け速やかに準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

本日はどうもありがとうございました。

【曾我部座長】 武田大臣、どうもありがとうございました。

これにて本研究会の議事は全て終了いたしました。

以上で、発信者情報開示の在り方に関する研究会を終了とさせていただきます。拙い議事で大変恐縮ですが、皆様どうもありがとうございました。

【武田総務大臣】 どうもありがとうございました。